記者資料提供 PressRelease



令和3年9月29日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概 要

滋賀県に発令されていた緊急事態宣言が、令和3年9月30日(木)をもって解除することが決定されました。

その決定を受け、9月29日(水)に高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 を開催し、当面の対処方針を変更しましたのでお知らせします。

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

〇今回の対処方針の主な変更点

1、閉鎖・休館等の解除・開館等

閉鎖・休館等をしておりました施設について、10月1日(金)より閉鎖解除・開館します。

- ・市の公共施設の休館措置を解除し開館
- 琵琶湖岸の自然公園園地駐車場等の閉鎖を解除
- 2、小中学校関係
 - 校外活動、全校的な学校行事、部活動の再開
 - ・スポーツ少年団活動の中止要請を解除
- 3、保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育園等関係
 - ・子育て支援センター等の休所、マキノ児童館、子育て支援施設もりっこ(学童保育を除く)の休館措置を解除し開館
- 4、イベントや会議開催時の対策
 - 県が示すイベント開催の基準に準じて対応

▼問い合わせ先

〇所属:政策部危機管理局防災課〇電話番号:0740(25)8133〇ファックス:0740(25)8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日(令和3年9月<u>29</u>日変更) 高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月7日、政府において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、一旦は宣言が解除されたが、その後もウイルスの変異や人流の動向から感染者数の増加に歯止めがかからず、本年8月には第5波と称される感染の急拡大が発生した。そうした中で、9月以降は新規感染者数の減少が顕著となり、医療提供体制のひっ迫状況にも改善が見られることから、政府は、滋賀県を含む19都道府県に発令されている緊急事態宣言および8県に適用されているまん延防止等重点措置について、9月30日をも

本市においても、8月には137人の新規感染者が報告されたが、9月に入ってからの新規感染者は30人と減少傾向にあり、直近1週間では1人となっている。今回、滋賀県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、今後、感染拡大防止と社会経済活動の回復を図るため、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. 公共施設等について

って解除することを決定された。

8月27日(金)から9月30日(木)までを休館としている公共施設(82か所) については、10月1日(金)から利用を再開する。

また、同期間、閉鎖している琵琶湖岸の自然公園園地や漁港等の駐車場 (44か所) についても、10月1日(金) から閉鎖を解除する。

引き続き、市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の使用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

2. 学校等について

(1) 小中学校

9月30日(木)まで中止している以下の活動は、感染症対策を講じた上で、10月1日(金)から再開する。

- ・校外活動(修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等)
- ・全校的な学校行事(運動会、体育祭、文化祭等)
- ・部活動

学習活動や学校生活全般については、文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み~学校における新型コロナウイルス感染症対策~』に基づき、感染予防対策を講じる。

また、家族ぐるみの健康管理や感染が心配される場合の登校自粛など、保護者への協力を呼びかける。

○その他

9月30日(木)まで活動の中止を要請しているスポーツ少年団の活動については、10月1日(金)から中止要請を解除する。

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

9月30日(木)まで休所している子育て支援センターや児童館等は、10月1日(金)から再開する。

また、10月以降の運動会や保育参観、園外活動等の行事については、実施時期や内容等の見直しを行うとともに、厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じる。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

3. ワクチン接種および医療提供体制等について

(1)ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、高島市モデルを独自に構築し、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種、市商工会が主体となる職域接種の3チャンネルの接種方法を、同時並行的に接種を行ったところ、10月下旬には、接種率が約83%に達する見込みとなった。

▼今後の接種

①個別接種

予約に見合うワクチンが確保できていることから、引き続き市内の医療機関で 予約・接種を行う。

なお、今後は、対象者が限られてくることから、11 月以降の接種については、未

接種者や 12 歳の誕生日を迎える方を対象に、接種できる医療機関や接種日を定めて接種を行う。

②集団接種

1回目を10月2日(土)、3日(日)、2回目を10月23日(土)・24日(日)に行う接種をもって終了する。

なお、2回目の接種ができなかった方には、個別接種を案内する。

③職域接種

市役所会場は、10月10日(日)の2回目の接種をもって終了する。 なお、2回目の接種が未了の方には、藁園本多医院で対応する。

▼これまでの接種状況

①個別接種

5月17日(月)から開始。市内24医療機関で予約・接種

②集団接種

6月3日(木)から10月24日(日) 高島市コロナワクチン接種コールセンターを設置し、電話または WEB で予約 市内公共施設で土曜・日曜に実施

③職域接種

8月21日(土)から10月10日(日)

会場:高島市役所、藁園本多医院

市商工会の会員事業所およびエッセンシャルワーカーに加え、対象者を市民全般に広げて接種を行う。

(2) 市内の医療提供体制について

安定した診療・検査体制を確保するため、発熱などの症状がある場合には、まずは かかりつけ医や近くの診療所に電話で相談し、指定する方法により受診する。

高島市民病院では、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方の受け入れのため専用病床を確保し、県のコントロールセンターの要請により受け入れを行い必要な治療を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱外来を継続し、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査およびPCR検査の実施により診療、検査体制の充実を図る。

また、院内感染防止のため、病院玄関でのトリアージの他、入院・手術予定患者への院内での抗原定量検査やPCR検査を継続して行い、安定した医療体制を確保する。

(3) 自宅療養者に対する支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者であって、自宅療養を余儀なくされる方については、保健所と連携し、その期間中必要となる<u>食料配送や</u>ゴミ出し等の生活支援を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、少しでも症状がある場合は早めの受診を促すとともに「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれか がある場合」や、「基礎疾患 (持病)をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など 地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能 な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」(077-528-3637)を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課(0740-25-8110)で対応する。

4. 市が主催する会議やイベント等について

緊急事態宣言の解除にともない滋賀県が定める行動制限の段階的緩和措置を踏まえ、 会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保で きるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策(当面10月末まで)

収容率の目安	
大声での歓声・声援等がないこと	大声での歓声・声援等が想定され
を前提とするもの	るもの
(講演・式典・展示会等)	_(音楽イベント・スポーツイベント等)_
収容率 100%以内	収容率 50%以内
席がない場合は適切な間隔を確保	席がない場合は人と人との身体的
(最低限人と人とが接触しない程	距離を1m以上確保
度の距離を確保)	

- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・会議時間の短縮やリモート会議等の活用により接触機会を少なくする。
- ・上記のほか、万全な感染予防対策を講じるとともに、十分な感染症対策を講じることができない場合には開催の中止や延期を検討する。

(2) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

5. 感染防止対策について

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間 を避けて行動する。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛する。
- ・家庭内でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践する。
- ・家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCOA)を積極的に活用する。

(2) 災害時の避難行動

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避 難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応 した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、 感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行うとともに、市職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、あらかじめ作成したマニュアルに基づき施設の消毒等を適切に行い、市民サービスの低下を防ぎます。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。
- ・職員間の感染リスク低減のため、事務室内に飛沫防止パネルを設置します。

8. 感染症対策にかかる市の独自支援策(たかしま応援プロジェクト)

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給(1人当たり1万円)」

・対象者 47,886 人(20,505 世帯)

· 換金額 473,290 千円

「図書カードの支給(1人当たり3千円)」

・対象者 0歳から18歳までの方 ・対象人数 6,398人(3,626世帯)

・決算額 19,194 千円

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

・支援金 中小企業 30万円(県20万円 市10万円) 個人事業主 20万円(県10万円 市10万円)

・決算額 39,900 千円 (399 事業者)

・休業要請期間 令和2年4月25日~5月6日

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

・減免額 水道料金(6月請求分) 34,039 千円 下水道使用料(7月請求分) 51,496 千円

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

令和2年1月以降の任意の期間(1ヶ月)において、事業収入(売上)が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

・給付金 159,500 千円 (1,595 事業者)

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を 支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給
- ・助成金 16,256 千円 宿泊延人数 13,112 人 バス台数 194 台

【第5弾】

「新生児特別定額給付金」

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に 1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100 千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

本年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月~6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
 - · 決算額 54,800 千円 農業振興施設 2 施設 7,700 千円 観光振興施設 9 施設 47,100 千円

【第6弾】

「インフルエンザ予防接種費用助成」

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・決算額 27.009 千円 (内市上乗せ分 8.915 千円)
- ・対象者 65歳以上の方等

1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。

義務教育以下の子どもおよび妊婦の方

接種ごとに 2.000 円を助成

・実施期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで

【第7弾】

「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」

・地域通貨アイカの支給(1人当たり5千円)

予算額 254.579 千円 対象者 47.289 人 (20.684 世帯)

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決裁の普及促進をはかるため、高島市 内の加盟店にて、支払いをすると最大 30%のポイントボーナスを付与

予算額 50,000 千円

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援すること により、市内での宿泊業の事業継続を図る。

予算額 35,000 千円

団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内の特産品を贈る。 予算額 4,693 千円

【第8弾】

「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」

地域通貨アイカの支給(1人当たり1万円) 予算額 489,000 千円

「高島がんばる事業者サポート給付金」

対象期間のいずれかの月で新型コロナウイルス感染症の影響により、前年または、前々年同月比で、売上が30%以上減少した、市内に事業所等のある事業者を支援。

1事業者あたり10万円(1回のみ) 予算額 200,000千円

以上